

「令和8年度とくしまジョブステーション運営事業」企業提案募集要領

1 本要領の目的

徳島県へのU I J ターン就職希望者等の相談窓口として県が設置する「とくしまジョブステーション」において、雇用関連のワンストップサービス、企業の求人開拓及び求職者と企業のマッチングを効果的に実施し、徳島県の雇用の促進を図ることを目的とし、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度とくしまジョブステーション運営事業

(2) 業務実施形態

委託事業

(3) 委託業務の内容

別添「令和8年度とくしまジョブステーション運営事業仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(5) 見積限度額

本業務の見積限度額は10,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

※ただし、県の令和8年度予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合がある。

3 委託契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 職業安定法第30条第1項の有料職業紹介事業の許可又は同法第33条第1項の無料職業紹介事業の許可を得ていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でない認められる者ではないこと。
- (7) 県税及び国税の未納がないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (9) 徳島県内に本社、本店又は活動拠点を置いている（※）こと。
（※）「活動拠点を置いている」とは、プロポーザルの参加申込書の提出時点で、徳島県内に設置された自社の支店、営業所等の事務所において、実体的かつ継続的な事業活動が行われていることを指す。

5 応募方法の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

提出書類（各1部提出）

- ア 企画提案参加申込書（様式第1号）
- イ 共同体構成員届出書（様式第2号）（共同体で参加する場合は必要）
- ウ 共同体協定書（様式第3号）（共同体で参加する場合は必要）
- エ 共同体委任状（様式第4号）（共同体で参加する場合は必要）

提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時まで（必着）

(2) 企画提案書の提出

提出書類

- ア 企画提案書（様式第5号）
- イ 積算書（様式第6号）
- ウ 総括責任者・運営管理体制（様式第7号）
- エ 業務スケジュール
- オ 会社概要
- カ 定款又は寄付行為の写し（法人格がない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- キ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※令和7年11月1日以降に発行されたものに限る。写しの提出でも受け付け

るが、受託者となった場合は、契約を締結するまでに原本を提出すること。

ク 直近の決算書又はこれに類する書類

ケ 有料職業紹介事業許可証又は無料職業紹介事業許可証の写し

提出期限

令和8年3月16日（月）午後5時必着

(3) 提出方法

持参、郵送または電子メールにより提出すること。

電子メールによる場合は、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。なお、本県のメール受信容量に限りがあるため、容量が大きい場合は徳島県オンラインストレージサービスの利用を推奨する。徳島県オンラインストレージサービスを利用する場合は、事前に送受信テストをするため令和8年3月12日（木）までに申し出ること。

郵送による場合は、特定記録を利用するなど、差し出しの記録が残るようにすること。

(4) 提出先

徳島県生活環境部労働雇用政策課雇用促進戦略担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電子メール roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

6 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、県からその旨を通知する。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募資格の要件を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積金額が見積限度額以上であった場合

オ 本公募要項に違反すると認められる場合

カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

ア 参加申込みに要する費用は、応募者の負担とする。

イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等の書類は理由のいかんを問わず返却しない。

エ 企画提案に応募した事業所名等は公表する場合がある。

オ 人件費等経費の積算に当たっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算

すること。

カ 事業で得た財産及び成果物等に係る権利は、徳島県に帰属する。

7 応募書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和8年3月3日（火）正午まで

(2) 質問の提出

質問は、質問票（様式第8号）により行うものとし、質問票に記載の宛先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

各応募者からの質問事項のうち、重要と判断した事項については、令和8年3月5日（木）までに応募者全員に電子メール又はファクシミリにより回答する。

8 審査方法等

(1) 応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書等について、別に設置する業者選定委員会が行う。業者選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 応募書類の評価（採点）は、企画提案書等による書面審査もしくは提案者によるプレゼンテーションにより行う。詳細については提案者に別途、通知する。

(3) 選定基準

次の項目について、あらかじめ定められた選定基準に基づき、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

実施体制	業務実施とバックアップ体制
	就労支援ノウハウや実績
提案内容	職業相談員の経歴
	関係機関との連携
	企業及び求人の開拓並びに人材確保支援
	KPIと情報収集・発信等業務
	業務改善の提案
経費の妥当性	

(4) 結果の通知

審査結果は、審査を受けた応募者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果を県のホームページにて公表する。

(5) 審査の結果、適切な事業者がない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。

(6) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者であった場合は、その提案内容を業者選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

9 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、5の(2)に示す提出期限までに、応募辞退届(様式第9号)を提出すること。

10 契約の締結

(1) 徳島県と最優秀提案者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき契約を締結する。

なお、優秀提案者との協議が整わなかった場合、次点提案者と協議を行うものとする。

(2) 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は事業が終了した年度の終了後5年間保存すること。

(3) 県から事業の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに回答すること。

(4) 事業終了後は、事業の実施内容、事業に要した経費及びその内訳を含む実績報告書を提出すること。

11 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

なお、委託料は前払をできるものとする。前払の額は、契約の内容に応じて県が決定する。

12 業務の適正な実施に関する事項

(1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、または、請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、徳島県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

(2) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏え

- い、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者が委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。

13 スケジュール

令和8年2月25日(水)	公募手続開始
令和8年3月3日(火) 正午	質問票の提出締切
令和8年3月6日(金) 午後5時	企画提案参加申込書の提出締切
令和8年3月16日(月) 午後5時	企画提案書等提出締切
令和8年3月下旬	受託者選定委員会・選定結果通知
令和8年4月1日	契約締結

14 書類提出先及び問合せ先

徳島県生活環境部労働雇用政策課 雇用促進戦略担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電 話 088-621-2349
ファクシミリ 088-621-2852
メールアドレス roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

令和 年 月 日

「令和8年度とくしまジョブステーション運営事業」企画提案参加申込書

徳島県知事 殿

(参加申込者)

住 所
名 称
代表者職氏名
連 絡 先 (電 話 番 号)
(FAX 番 号)
(電子メール)

私は、「令和8年度とくしまジョブステーション運営事業」企画提案に参加したいので、申し込みます。

なお、企画提案参加資格（企画提案募集要領第4）に掲げる全ての要件を満たしていることについて、事実と相違ないことを誓約します。

※ 申込者が共同体となる場合においては、参加申込書には当該共同体の構成員の代表企業等を記載するとともに、次の共同体構成員についても記載してください。

■ 共同体構成員

[構成員1（共同体の代表法人等）]

住 所
名 称
代表者職氏名

[構成員2]

住 所
名 称
代表者職氏名

令和 年 月 日

共同体構成員届出書

徳島県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）

住 所

名 称

代表者職氏名

構成員

住 所

名 称

代表者職氏名

この度、「令和8年度とくしまジョブステーション運営事業」企画提案募集に参加するに当たり、共同体を結成しましたので届け出ます。

共同体協定書

- 第1条
(目的)
- 第2条
(名称)
- 第3条
(所在地)
- 第4条
(設立の時期及び解散の時期)
- 第5条
(構成員の所在地及び名称)
- 第6条
(代表者の名称)
- 第7条
(代表者の権限)
- 第8条
(構成員の責任)
- 第9条
(権利義務の制限)
- 第10条
(構成員の脱退に関する措置)
- 第11条
(構成員の破産又は解散に関する措置)
- 第12条
(協定書に定めのない事項)

令和 年 月 日

構成員（代表者）
住 所
名 称
代表者職氏名

構成員
住 所
名 称
代表者職氏名

※上記条項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください。

令和 年 月 日

共同体委任状

徳島県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）

住 所
名 称
代表者職氏名

構成員

住 所
名 称
代表者職氏名

私は、下記の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

住 所
共同体の代表者 名 称
代表者職氏名

委任事項

- 1 「令和8年度とくしまジョブステーション運営事業」企画提案関係書類の作成及び提出
 - 2 「令和8年度とくしまジョブステーション運営事業」についての契約の締結
 - 3 「令和8年度とくしまジョブステーション運営事業」についての委託料の請求及び受領
-

「令和8年度とくしまジョブステーション運営事業」企画提案書

徳島県知事 殿

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者職氏名

実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
実施場所	
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 目的2 事業実施とバックアップ体制（役割、人数等を記載）3 就職支援ノウハウや実績4 職業相談員の経歴5 関係機関との連携6 企業及び求人の開拓並びに人材確保支援7 情報収集・発信等業務の実施内容8 KPI（求人・求職登録件数、相談件数、就職者数等）9 業務改善の提案の手法10 その他

※適宜、行を追加して記載してください。

※必要に応じて、事業計画内容を説明する補足資料を添付してください。

積算書

経費区分		金額(円)	内訳
人件費	人件費		
	旅費		
	小計		
事業費			
	小計		
消費税(人件費+事業費)×10%			
合計			

※「内訳欄」に数量・単価を明示して積算してください。

【留意事項】

- 1 事業従事者は、当該委託事業の範囲で従事した事務量に応じた費用とし、その内訳が明確に区分できるもののみ対象となります。
- 2 事業費は、事業の実施に必要となるパソコン等のレンタル・リース、プロバイダ使用料、ウイルス対策、印刷、消耗品、車両レンタル・リース及びその他業務改善の提案にかかる費用となります。

統括責任者・運営管理体制

統括責任者	氏名		役職	
	経験年数			
	主な経歴等			
【運営管理体制】				

【留意事項】

- 1 具体的な内容が分かるよう、図・表等を用いて事業の運営管理体制を記載してください。
- 2 運営管理体制全体の中で現場で事業に従事（専従）する社員等が分かるように記載してください。
- 3 記載内容が枠内に収まらない場合は、別紙を作成し、添付してください。

令和 年 月 日

「令和 8 年度とくしまジョブステーション運営事業」に係る質問票

「令和 8 年度とくしまジョブステーション運営事業」企画提案募集要領等について、質問事項がありますので提出します。

法人名（団体名）
所 在 地
担 当 者 名
電 話
F A X
電 子 メ ー ル

質問項目	(募集要項または仕様書の別・ページ数等)
内 容	

(注意) 質問事項は、当様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

提出先 徳島県生活環境部労働雇用政策課雇用促進戦略担当
住 所 〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 1 - 2 8 5 2
メールアドレス roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

令和 年 月 日

企画提案辞退届

徳島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名
連 絡 先 (電 話 番 号)
(FAX 番 号)
(電子メール)

「令和8年度とくしまジョブステーション運営事業」企画提案への参加を次の理由により辞退します。

※ 申込者が共同体となる場合においては、参加申込書には当該共同体の構成員の代表企業等を記載するとともに、次の共同体構成員についても記載してください。

■ 共同体構成員

[構成員1 (共同体の代表法人等)]

住 所
名 称
代表者職氏名

[構成員2]

住 所
名 称
代表者職氏名

【理 由】